

江別市消防長告示第 1 号

江別市火災予防条例（昭和 5 0 年条例第 2 4 号）第 5 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、消防長が指定する要件を下記のとおり告示する。

平成 2 6 年 7 月 2 8 日

江別市消防長 田 中 修 一

江別市火災予防条例（昭和 5 0 年条例第 2 4 号）第 5 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、消防長が祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして定める要件は、次に掲げるものとする。

- 1 大規模な催しが開催可能な以下に掲げる場所のうち、別図に示す場所を会場として開催するもので、1 日当たりの人出予想が、1 0 万人以上である屋外催し
 - (1) 江別駅前 公園通
 - (2) 野幌駅前 8 丁目通
 - (3) 江別市役所
 - (4) 大麻中央公園
 - (5) 北海道立野幌総合運動公園
- 2 催しを主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するもの（対象火気器具等（消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する対象火気器具等をいう。）を使用する露店、屋台その他これらに類するもの及び危険物を取扱う露店等を含む。）の計画数が 1 0 0 店以上である屋外催し